

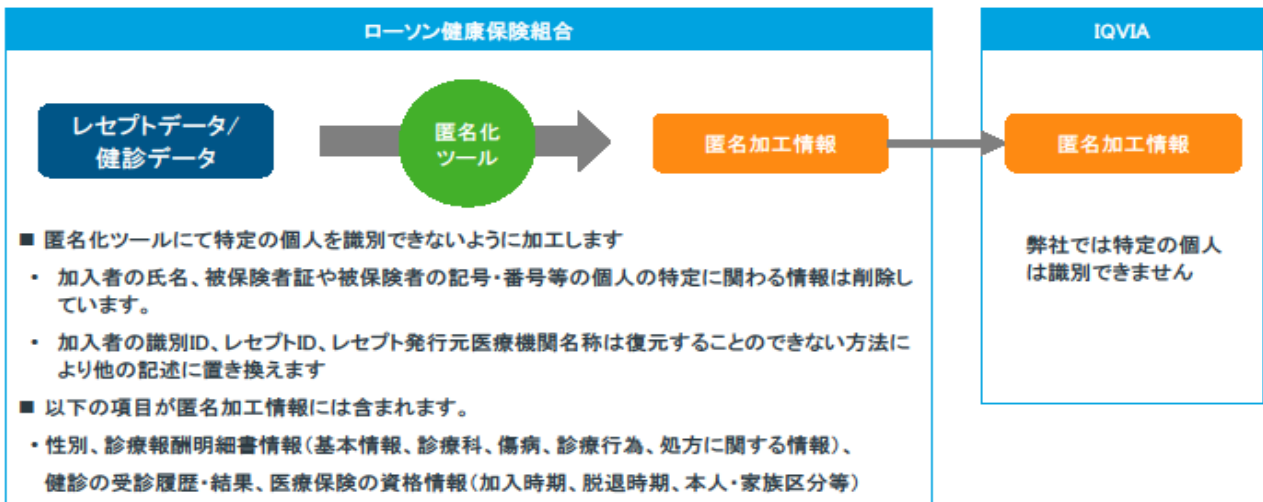
匿名加工情報について

一部の匿名加工情報につきまして、個人情報保護法第36条第4項及び第37条の規定に従い下記の通り公表します。

- レセプト及び健診情報のうち、次に掲げる個人の特定に関わる情報を削除し、医療機関名称、レセプトID及び加入者IDを復元する事が出来ない方法により他の記述に置き換えた上で、継続的に匿名加工情報を作成しています。
 - 加入者の氏名、生年月日、年齢及び被保険者記号・番号
 - 加入者に係る医師の氏名
- 作成した匿名加工情報は、ベンチマーク分析等を目的として、セキュリティが確立された方式にて継続的に第三者に提供されます。

※情報提供先: IQVIAソリューションズジャパン株式会社

■ 匿名加工を実行する仕組み



■ 例: 復元することのできない方法により他の記述に置き換える場合

医療機関名称「xxxx医院」を、「qypIW+V8MwhR0bqEJ8iJoL/RLHt5MtfqMdOSkJ8v」という規則性のない文字列に置き換える等